

審判廷では 2009 年 3 月 3 日付で、京都教区審判廷の行った申立却下の決定を取り消し、京都教区審判廷に差し戻すとの審判がなされました。本審判廷としては、申立書の記載が不備であるとの昨年 9 月の判断に変わりありませんが、「差戻し」との判断を受けて本件の審理を行いました。

本審判廷は、本件に関して申立書自体を却下したので、被申立人に通知等を一切送付していなかったにもかかわらず、本年 3 月 3 日付の管区小審判廷の審判書が、理由は不明ですが被申立人に送付され、本年 3 月 12 日付で被申立人は、代理人である弁護士を通じて日本聖公会からの脱会を通告してきました。その後も本審判廷から文書を送付するごとに代理人から脱会の確認と信教の自由の確認の通知書が送られてきました。被申立人は、脱会したのであるから懲戒の申立も受けないと主張していると考えられますが、日本聖公会法憲法規には脱会に関する規定がなく、本件の被申立人の脱会通告が本年 3 月であり、本件の申立は昨年 7 月になされたこと、また、申立人が被申立人の過去の行状について問うていることを斟酌し、本件の審理ならびに審判は成立すると本審判廷は判断しました。

本審判廷は被申立人に審判申立通知書並びに開廷通知を送付しましたが、上記脱会の通告をしてきたのみで、被申立人は審判廷開廷日にも欠席でした。よって本審判廷は、日本聖公会審判廷規則第 29 条により、被申立人は申立人の主張に対して争う意思がないものと判断しました。

2 申立人の主張

被申立人を相手取って奈良地方裁判所に 2001 年 6 月に損害賠償請求訴訟を起した女性(以下、Aさんという)に対して、被申立人はみだらな行為を繰り返した。この裁判は 2005 年 7 月に最高裁判所の判決があって被告敗訴が確定している。この過程で大阪高等裁判所は、被告が Aさんに対してみだらな行為を行ったことを認定している。日本聖公会京都教区も教区会報告の中で他の 3 人の被害者に対する行為を含め、これを認めている。被申立人は、Aさんに対して牧師の立場を利用して聖書の教え並びに司祭按手の際の約束に反する行為を繰り返し、教会共同体の秩序を乱した。

また、被申立人が前述訴訟の係争中にもかかわらず、2005 年 3 月末の聖光幼稚園退職時に 700 万円の退職金を受け取ったことは、聖書の中で言われる盗みに当たる行為であり、教会共同体の秩序を乱している。

みだらな行為について被申立人は時効を主張すると思われるが、申立時点においても被申立人は反省すらしておらず、それ故に被申立人は申立時点に至るまでみだらな行為を反復継続的に行っているのであり、時効の適用は容認できない。

以上により、教会共同体の秩序と道徳を守るため本件を申立て、被申立人に対して終身停職の懲戒を求める。

3 証人申請について